

須坂市農業委員会 令和7年4月総会 議事録

1 招集 令和7年4月30日(水) 午後3時00分

2 開会 令和7年4月30日(水) 午後3時00分

3 閉会 令和7年4月30日(水) 午後3時45分

4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (13人)

出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	7番	春原 博	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	8番	原千賀子	〃	16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	9番	小林 昇	〃	17番	丸山雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	10番	吉池寿一	〃	18番	吉田幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	11番	勝山修一	〃	19番	小林郁雄
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一	〃	20番	増田光輝
〃	6番	丸山輝幸	〃					

6 欠席した農業委員 4番 黒岩 基之

欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号(2アール未満の届出)の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀けさ江 局長補佐 長野寛

9 須坂市説明員

産業振興部農林課主任主事 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会4月総会を開会いたします。本日の会議につきましては、農業委員総数14名中、4番 黒岩委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数14名中、過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 4月は今朝も(凍霜害の心配で)大変だったと思いますが、いよいよ農作業のも忙しくなってくる中で4月総会に参集いただきまして大変御苦労さまです。

午後 2 時から農振協議会の現地調査、並びに、協議会が開催され、出席された委員さん方には、大変ご苦勞様でした。引き続いての 4 月総会となりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

本日の総会は令和 7 年度 最初の総会となりますが、議事がスムーズに進行出来ますよう、御協力をお願い申し上げまして、早速 総会に入らせていただきます。

4 月提出分の 2 議案につきまして、慎重審議をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、2 番後藤文夫委員、3 番山湯本か代子委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 11 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでしたら、農業委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。

19 番 借受面積が小さい場合、今後 3 条での申請が多くなると思いますが、契約解除の方法について、徹底をしてほしいと思います。解除の届出をしない限りは満了期間が来ましても継続の契約となっていくということですね。

事務局 契約の解除については、合意解約書を提出いただくようになります。契約解除の届出がないと、契約は自動更新となります。

議長 よろしいですか。

1 番 ほかにないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

No. 1 ですが、25 歳で現在ゼロアールということは耕作していないわけで、これだけ借りるということで、これから農業に新規参入をされる予定の方ですか。それとも、何かほかに仕事をしていて、お米づくりも一緒にやりたいという方なのか。

事務局 No. 1、No. 6 と同一人物になりますが、農業への参入は新規となります。
畑では、スイカとトウモロコシを予定、それと田んぼを経営するとのこと。
新規就農の補助メニューは受けない見込みで、須坂創成高校園芸高校を卒業しておりまして、ある程度知識は持っている状態です。他の仕事を兼務しながら農業を始めるので、ちょっと自分でいろいろ試しながらやりたいということでございます。

議長 よろしいですか。

6 番 議案書中、「賃貸人」とかのところに「労力」とか「経営面積」の記載について再度確認していただきたい。

例えば No. 1 の方が「経営面積 50 アール」と書いてありますが、「50 アール」は耕作をされてない土地ですが、所有はしているという意味でよろしいでしょうか。

事務局 議案書の記載方法について説明。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 1 号の 11 件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号の 11 件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」の聴取件数 29 件について議題いたします。まずは、No. 1 から No. 16 の 16 件について意見を聴取いたします。

議長 事務局の説明をお願いします。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明)
議長 次に、地区担当の農業委員さん、推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、これより質疑に入ります。
議長 農業委員さん、推進委員さんで質疑はございませんか。

議長 ないようでありますので、意見聴取に入ります。
議長 なお、計画案に異議のある場合は、「番号と各要件」のうち、どれが認められないのか、また、その理由を述べてください。
議長 意見等はございませんか。
議長 (意見等発言なし)

議長 それではNo.1 からNo.16 の16件について「異議なし」と認めます。
議長 よって、議案第2号No.1 からNo.16 の16件については「異議なし」と決定しました。

議長 次に、議案第2号のうち、No.17 からNo.28 までの12件について意見を聴取いたします。
議長 事務局の説明をお願いします。
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さん、推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、これより質疑に入ります。
議長 農業委員さん、推進委員さんで質疑はございませんか。
議長 ないようでありますので、意見聴取に入ります。
議長 なお、計画案に異議のある場合は、「番号と各要件」のうち、どれが認められないのか、またその理由を述べてください。

議長 意見等はございませんか。
議長 (意見等発言なし)

議長 それではNo.17 からNo.28 までの12件について「異議なし」と認めます。
議長 よって、議案第2号No.17 からNo.28 までの12件については「異議なし」と決定しました。

議長 次に、議案第2号のうち、No.29 の1件について意見を聴取いたします。
議長 事務局の説明をお願いします。
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さん、推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、これより質疑に入ります。
議長 農業委員さん、推進委員さんで質疑はございませんか。
議長 ないようでありますので、意見聴取に入ります。
議長 なお、計画案に異議のある場合は、「番号と各要件」のうち、どれが認められないのか、またその理由を述べてください。
議長 意見等はございませんか。
議長 (意見等発言なし。)

議長 それではNo.29 の1件について「異議なし」と認めます。
議長 よって、議案第2号のNo.29 の1件については「異議なし」と決定しました。
議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。
議長 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」報告件数1件、
議長 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」報告件数2件
議長 報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」報告件数4件、
議長 ついて事務局の説明をお願いします。

事務局
議長
議長

(議案書に基づいて朗読、説明)
この件についてご質問はございませんか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、4月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和7年4月30日

議 長

署名委員

署名委員